



# 鳥取県公報

平成17年 5月27日(金)  
号外第93号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

**規 則** 鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則(71)  
(総務課)..... 1  
災害救助法施行細則の一部を改正する規則(72)(福祉保健課)..... 2

==== 公布された規則のあらまし ====

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

- 1 救助のために支出することができる費用の限度額を次のとおりとすることとした。(別表第1関係)

救 助 の 種 類	支出することができる費用の限度額	
	改正後	現 行
応急仮設住宅の設置(1戸当たり)	2,385,000円	2,433,000円
災害にかかった住宅の応急修理(1世帯当たり)	510,000円	519,000円

- 2 応急仮設住宅の供与については、賃貸住宅の居室の借上げも対象とすることとした。(別表第1関係)
- 3 学用品の給与の対象を高等学校等生徒まで(現行 中学校生徒まで)拡大することとした。(別表第1関係)
- 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 5 この規則は、公布の日から施行することとした。

## 規 則

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成17年 5月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 鳥取県規則第71号

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の施行期日を定める規則

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例(平成17年鳥取県条例第6号)の施行期日は、平成17年7月17日とする。

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年 5月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 鳥取県規則第72号

### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年鳥取県規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「追加別表細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加別表細目を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与 （1）略 （2）<u>応急仮設住宅</u> ア及びイ 略 ウ <u>応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,385,000円以内とする。</u> エ～キ 略 ク <u>応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</u></p> <p>2～5 略</p> <p>6 災害にかかった住宅の応急修理 （1）略 （2）住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり <u>510,000円以内とする。</u> （3）略</p> <p>7 略</p> <p>8 学用品の給与 （1）学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童（<u>盲学校、聾学校及び養護学校</u>（以下「特殊教育諸学校」と</p>	<p>別表第1（第5条関係） 救助の程度、方法及び期間</p> <p>1 収容施設の供与 （1）略 （2）<u>応急仮設住宅</u> ア及びイ 略 ウ <u>応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出することができる費用は、1戸当たり2,433,000円以内とする。</u> エ～キ 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 災害にかかった住宅の応急修理 （1）略 （2）住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、現物をもって行うものとし、その修理のため支出できる費用は、1世帯当たり <u>519,000円以内とする。</u> （3）略</p> <p>7 略</p> <p>8 学用品の給与 （1）学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（<u>盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部児</u></p>

いう。)の小学部児童を含む。以下同じ。) 中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特殊教育諸学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)特殊教育諸学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。

(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

(ア) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(イ) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童	1人当たり	4,100円
中学校生徒	1人当たり	4,400円
高等学校等生徒	1人当たり	4,800円

(4) 略

9~13 略

童及び中学部生徒を含む。以下同じ。)に対して行う。

(2) 略

(3) 学用品の給与のため支出することができる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び市町村教育委員会に届け出で、又はその承認を受けて使用している教科書以外の教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

小学校児童	1人当たり	4,100円
中学校生徒	1人当たり	4,400円

(4) 略

9~13 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

